

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年9月17日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時50分 散会

## 付託事件

議案第123号, 議案第126号, 議案第127号, 議案第130号, 議案第132号, 議案第133号  
中第1表中歳出中第3款, 第4款及び第10款中文教福祉委員会所管分, 令和2年請願第4号, 令和2年  
陳情第2号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第123号 水戸市立幼稚園型認定こども園条例
- ② 議案第126号 水戸市立笠原小学校校舎増築(Ⅰ期)工事請負契約の締結について
- ③ 議案第127号 水戸市立吉田小学校長寿命化改良(Ⅱ期)工事請負契約の締結について
- ④ 議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について
- ⑤ 議案第132号 財産の取得について(学校教育用タブレット端末)
- ⑥ 議案第133号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第5号)中第1表中歳出中第3款(民生費), 第4款(衛生費)及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分

### (2) 請願・陳情審査

- ① 令和2年請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願
- ② 令和2年陳情第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

## 2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

## 5 説明のため出席した者の職,氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部長兼福祉事務所長	横須賀 好 洋 君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴 崎 佳 子 君
福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保 克 哉 君	福祉総務課長	堀 江 博 之 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健医療部長	大曾根 明 子 君	保健医療部副部長	田 中 誠 一 君
保健所長	土 井 幹 雄 君	保健所技監兼保健衛生課長	前 田 亨 君
保健所参事兼保健予防課長	小 林 秀 一 郎 君	保健医療部参事兼国保年金課長	川 津 英 臣 君
保健総務課長	小 林 か お り 君	地域保健課長	龍 田 晴 美 君
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教育委員会事務局教育部参事	橋 義 孝 君	教育委員会事務局教育部参事	菊 池 浩 康 君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三 宅 修 君	教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長	鈴 木 功 君
教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	白 石 嘉 亮 君	総合教育研究所	春 原 孝 政 君
学校管理課長	細 谷 康 之 君	学校保健給食課	小 川 佐 栄 子 君
学校施設課長	和 田 英 嗣 君	生涯学習課長	野 澤 昌 永 君
放課後児童課長	大 和 敦 子 君	中央図書館長	松 本 崇 君
総合教育研究所副所長	湯 澤 康 一 君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富 岡 淳 君	書 記	昆 節 夫 君
--------	---------	-----	---------

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

この際、御報告します。本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○鈴木委員長 それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び請願陳情文書表のとおり、議案第123号ほか5件、それに請願1件、陳情1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に請願及び陳情の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第123号ほか5件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明をお願いいたします。

初めに、議案第123号 水戸市立幼稚園型認定こども園条例について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 おはようございます。

それでは、議案書①、1ページをお開きいただきたいと思います。

市議会議案第123号 水戸市立幼稚園型認定こども園条例について御説明いたします。

詳細につきましては、幼児教育課提出の議案第123号参考資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、水戸市立石川幼稚園について、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間終了後に在籍している子どものうち、保育を必要とする子どもに該当するものに対する教育を行うことができる幼稚園型認定こども園として運営するため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、第1条といたしまして、幼稚園型認定こども園の設置について規定をいたします。第2条として、認定こども園の名称及び位置について規定をいたします。付則といたしまして、施行期日や準備行為として、条例施行日以降の幼稚園型認定こども園への入園に係る手続など、必要な行為は同日前に行うことができることや、幼稚園型認定こども園条例の制定により影響が出る関係条例の改正について規定をいたします。

2ページから5ページには影響が出る関係条例の新旧対照表を記載しております。また、6ページ、7ページには参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

1 ページにお戻りいただきまして、施行期日は令和3年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第126号 水戸市立笠原小学校校舎増築（Ⅰ期）工事請負契約の締結について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書①、7ページをお開きください。

市議会議案第126号 水戸市立笠原小学校校舎増築（Ⅰ期）工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

1の工事名につきましては、水戸市立笠原小学校校舎増築（Ⅰ期）工事。

2の契約金額につきましては、2億9,040万円でございます。

3の契約の相手方につきましては、昭和・埴特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市千波町1905番地、昭和建設株式会社、代表取締役、小松原仁でございます。

構成員は代表者のほか、水戸市松が丘1丁目3番5号、埴建設工業株式会社、代表取締役、埴富美子でございます。

次に、詳細につきましては、別紙で配付させていただいております学校施設課提出の資料で御説明いたします。

3の工事概要でございますが、重量鉄骨造2階建て、延べ面積890平方メートルの校舎を増築し、近年増加している児童数に対応した教室数を確保するものでございます。

5の契約の相手方でございますが、構成員の出資比率につきましては、代表者の昭和建設株式会社が60%、構成員の埴建設工業株式会社が40%でございます。

6の添付資料といたしまして、2ページ以降に図面を添付しております。

初めに配置図でございますが、斜線部分でお示ししている箇所が今回増築する校舎でございます。本工事の工事車両については、西側の市道から出入りするものといたしまして、児童や職員、来客等の動線と本工事の工事車両の動線を分けて実施する予定でありますが、警備員等の配置や工事車両の進入時間など、学校と十分協議を行いながら作業を進めてまいりたいと考えております。

3ページ上段でございますけれども、本工事における校舎増築の1階平面図でございます。図面右側の破線部に既存校舎と連絡する渡り廊下を設けまして、昇降口、普通教室に加え、現在既存校舎にある家庭科室を普通教室に改修するため、本工事によりこの増築校舎に家庭科室を設置いたします。

続きまして、下段は2階平面図でございます。今回整備する普通教室の残り4室を2階に設置いたします。

ページを返していただきまして、4ページ、5ページは立面図でございます。

工事に際しましては、児童の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第127号 水戸市立吉田小学校校長寿命化改良（Ⅱ期）工事請負契約の締結について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書①、9ページをお開きください。

市議会議案第127号 水戸市立吉田小学校長寿命化改良（Ⅱ期）工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

1の工事名につきましては、水戸市立吉田小学校長寿命化改良（Ⅱ期）工事。

2の契約金額につきましては、4億1,250万円でございます。

3の契約の相手方につきましては、関根・根本特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市常磐町2丁目3番17号、株式会社関根工務店、代表取締役、関根貴雄でございます。

構成員は代表者のほか、水戸市見川町2131番地の436、株式会社根本工務店、代表取締役、根本勝義でございます。

次に、詳細につきましては、別紙で配付させていただいております学校施設課提出の資料で御説明いたします。

3の工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積2,205平方メートルの校舎を整備対象といたしまして、鉄筋コンクリート外壁の中性化対策工事、屋上の防水改修工事、建具、内装の改修工事を行います。

5の契約の相手方でございますが、構成員の出資比率につきましては、代表者の株式会社関根工務店が60%、構成員の株式会社根本工務店が40%でございます。

6の添付資料といたしまして、2ページ以降に図面を添付しております。

初めに配置図でございますが、斜線部分でお示している箇所が今回工事を行う校舎でございます。その左下に本工事に伴い設置いたしました仮設校舎がございます。工事の車両動線につきましては、左上の県道から学校敷地の中央部分となる工事エリアまでが動線となるため、児童や職員、来客等の動線と重複いたします。これまで同様に警備員等の配置や工事車両の進入時間など、学校と十分協議を行いながら作業を進めてまいりたいと考えております。

続いて、3ページは校舎の現況図でございます。ページを返していただきまして、4ページは本工事における改修図でございます。長寿命化改良に係る工事に加えて、現況図にございます教室のうち特別教室の配置を変更するなどの工事を実施いたします。

5ページは立面図でございます。

工事に際しましては、児童の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書①、15ページをお開きください。

市議会議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の変更につきまして御説明いたします。

本件につきましては、令和元年12月17日に議決されました市議会議案第130号 水戸市立上大野小

学校長寿命化改良工事請負契約の締結についての契約金額中 3 億 2,945 万円を 3 億 4,294 万 7,000 円に改めるものでございます。

本件の内容につきましては、別紙で配付させていただいております学校施設課提出の資料で御説明いたします。

資料のうち 1 の工事名、2 の工事場所、3 の工事概要、5 の契約の相手方につきましては変更ございません。

4 の契約金額につきましては、現契約金額 3 億 2,945 万円から 1,349 万 7,000 円増額し、3 億 4,294 万 7,000 円とするものでございます。

次に、6 の変更理由についてでございますが、大きく 3 点ございます。

1 点目といたしまして、既存床仕上げ材等の隠蔽部からアスベスト含有材が確認されたため、その撤去処分を行うもので、金額といたしましては 663 万円分の増額。2 点目として、内装材に覆われた隠蔽部の躯体についてコンクリートの劣化が確認されたため、その補修を行うもので、金額といたしましては 178 万 1,000 円の増額。3 点目といたしまして、外壁仕上げ材に覆われた躯体について設計数量よりも多くクラック等が確認されたため、その補修を行うもので、金額といたしましては 508 万 6,000 円の増額を行うものでございます。

ページを返していただきまして、2 ページを御覧ください。配置図でございますが、斜線で示した箇所が本工事の対象となる校舎でございます。

次に 3 ページ以降の図面を用いて、変更の内容について御説明いたします。

1 点目のアスベストに関しての変更内容につきましては、設計時に実施した調査で、既存の外装材等の一部にアスベスト含有材が確認されていたため、適切な撤去処分を行うこととして工事を開始いたしました。施工時の調査で、3 ページの平面図に図示いたしました斜線部の既存床仕上げ材の隠蔽部からもアスベスト含有材が確認されたことから、その撤去処分を行うものでございます。

2 点目のコンクリートの劣化に関しての変更内容につきましては、校舎内部の躯体全域について既存の内装材に覆われた壁、天井等の隠蔽部のコンクリートの劣化が確認されたことから、その補修を行うものでございます。

ページを返していただきまして 4 ページ、5 ページの立面図を御覧ください。

3 点目のクラックに関しての変更内容につきましては、校舎外部の躯体について設計時の調査でクラックが確認されていたため、補修を行うこととして工事を開始いたしました。仮設足場を設置後に詳細な状態を確認した結果、設計時に積算した数量よりも多くクラック等が確認されたことから、その補修を行うものでございます。

説明は以上でございます。

**○鈴木委員長** 次に、議案第 132 号 財産の取得について（学校教育用タブレット端末）について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

**○和田学校施設課長** それでは、議案書①、19 ページをお開きください。

市議会議案第132号 財産の取得につきまして御説明いたします。

本件につきましては、学校教育用タブレット端末として、次により取得するものでございます。

1の動産の表示につきましては、学校教育用タブレット端末2万500台。

2の取得価格につきましては、12億6,866万8,500円。

3の契約の相手方につきましては、東京都大田区中馬込1丁目3番6号、リコージャパン株式会社、代表取締役、坂主智弘でございます。

別紙で配付させていただいております学校施設課提出の資料において仕様書等を添付しております。後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

**○鈴木委員長** 次に、議案第133号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明願います。

**○堀江福祉総務課長** それでは、議案書①の21ページを御覧願います。

市議会議案第133号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の令和2年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の8ページ、9ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、児童館のふれあいの館において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、他の児童福祉施設同様1施設当たり50万円の補助を活用し、消毒液等の衛生用品の配備に係る補正措置を講じるものでございます。

説明は以上です。

**○野口高齢福祉課長** 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、災害発生時に自力で避難することが困難な方が入所する高齢者福祉施設における防災・減災対策といたしまして、非常用自家発電設備の整備を補助するため、所要額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

**○川津保健医療部参事兼国保年金課長** 続きまして、6目医療福祉費につきましては、令和元年度分医療福祉費の扶助費等に係る県補助金に返還金が生じたため、増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

**○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長** 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、子育て支援事業を行う各施設、事業において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、消毒液等の衛生用品の配備に係る補助を行うものです。

説明は以上です。

**○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長** 続きまして、3目保育所費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止といたしまして、市立の保育所、民間保育所及び地域型保育事業所にマスク等の購入など衛生用品の購入や感染防止のための物品の購入のための補助金を増額補正するものでございます。

また、2番目の丸の民間保育所等運営経費の中の償還金の部分でございますが、昨年10月から実施され

ました幼児教育・保育の無償化により、保護者負担軽減事業負担金として計上しておりました額が見込みより多かつたため、国庫支出金の精算に伴う償還金によるもので増額補正するものでございます。

**○大和放課後児童課長** 続きまして、4目放課後児童費につきましては、新型コロナウイルス感染症の集団感染防止対策として、マスクや消毒液などの衛生用品を配備する経費として、需用費を開放学級に3,700万円増額するとともに、民間学童クラブへ補助するために1,000万円増額するものです。

また、令和元年度からの開放学級運営費の補助金の返還金として3,462万2,000円増額補正するものです。返還理由としては、開放学級、学童クラブの運営費が見込みより少なかったためであります。

以上です。

**○櫻井生活福祉課長** 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、令和元年度の生活保護費国庫負担金の精算により、返還が生じたため増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

**○小林保健総務課長** 続きまして、第4款衛生費、1項保健所費、2目医薬費でございますが、地域医療経費につきましては、感染症対策に最前線で取り組んでいただいている医療従事者への応援を目的に、多くの市民や市内企業等からいただきました寄附金を、医療従事者応援寄附金として水戸市医師会に寄附を行うことについて700万円を補正措置するものでございます。

以上でございます。

**○和田学校施設課長** 続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。

第10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費についてでございます。15ページ説明欄、小学校施設設備整備事業費につきましては、指定避難所となる小学校の衛生対策を強化するため、校舎トイレの洋式化に係る委託費400万円、工事費2億4,600万円、合わせて2億5,000万円を増額補正するものでございます。

次に、3項中学校費、3目中学校建設費についてでございます。説明欄、中学校施設設備整備事業費につきましては、指定避難所となる中学校の衛生対策を強化するため、校舎トイレの洋式化に係る委託費200万円、工事費1億3,800万円、合わせて1億4,000万円を増額補正するものでございます。

ただいま御説明いたしました2項小学校費及び3項中学校費の増額補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、7月に開催された第2回市議会臨時会におきまして御承認いただきました10校に加え、指定避難所となる学校のうち長寿命化改良事業等で整備予定の学校以外の小学校8校、中学校4校、計12校について校舎トイレの洋式化を図るものでございます。

説明は以上でございます。

**○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長** 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市立幼稚園にマスクや消毒液などの衛生用品や感染防止のための物品の購入などの経費といたしまして、消耗品費を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

**○鈴木委員長** 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。



初めに、議案第123号 水戸市立幼稚園型認定こども園条例について、質疑のある方は発言を願います。  
土田委員。

○土田委員 ちょっと質問させてもらいます。

今現在、石川幼稚園に通っておられるお子さんは何人ぐらいいるのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

現在は4歳児が13人、5歳児が11人、合計24人が在籍しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

石川幼稚園のすぐ近くに民間の石川保育園があるんですけども、去年もらった資料だと、そちらに100人ぐらい通っていらっしゃるということで、この石川保育園とのすみ分け、競合などその辺の課題というのは特にはないのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

近隣には民間の石川保育園がございまして、定員は100名ということで、ゼロ歳から5歳までの保育の必要のあるお子さんだけを預かっている保育園でございまして、幼稚園につきましては保育の必要がない専業主婦などのお子さんも預かれるということで、今回認定こども園になると3歳から預かれるようになります。保育の必要な子も預かれるようになるため、若干競合はしますけれども、その分石川保育園へ行く三、四、五歳のお子さんが石川認定こども園のほうに来るとということで、ある程度待機児童の解消につながると考えております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 今回、石川幼稚園に保育機能を足すということで、今の御説明ですと追加されるのは3歳だけなんだ。それ以下の年齢は追加されないということでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

幼稚園型認定こども園でございますので、3歳からということになります。ゼロ、一、二歳は受入れできません。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうしますと、この石川が認定こども園になると、3歳のキャパはどのぐらいつくるんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

3歳児の利用定員といたしましては、今のところ20名を考えております。保育の必要なお子さんが10名、保育の必要でないお子さんが10名ということで合計20名を予定しております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ちなみに、それに伴う人員の追加というか、増員というのはどうなっているんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

幼稚園型認定こども園は、年齢ごとにクラス編成をしなくてはなりませんので、3歳、4歳、5歳と3つのクラスができます。それぞれクラス担任をつけますので、人員につきましては現在の幼稚園よりも増えることとなります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。先ほどの御説明で、普通保育というのはあくまでも共働きというか、働いている方が前提ということだけれども、認定こども園の場合は3歳児の保護者の方は働かなくてもいいと。働いていなくても、専業主婦の方のお子さんでも預かってくれるということなんですけれども——働いていなくてもですよね。もう一回御説明を。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

認定こども園につきましては、普通の幼稚園ですと4時間の教育日程の時間ということで、午前中保育をして、午後はお弁当を食べて帰るということなんですけれども、幼稚園型認定こども園は、保育の必要があるお子さんも預かれるということで、午後も保育機能をつけて、最大8時間まで預かれるということになります。ですから、幼稚園に保育所の機能が追加されたような形になります。ただ、預かれる年齢は3歳以上ということになります。

〔「預かれる条件は」と呼ぶ者あり〕

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 条件につきましては、働いていない保護者につきましては1号という区分で三、四、五歳を預かれます。今度認定こども園になりますので、2号の区分に当たる保育の必要のある三、四、五歳も預かれるということになります。今は4歳、5歳の保育の必要のないお子さんだけなんですけれども、認定こども園になりますと三、四、五歳の保育の必要がある方も保育の必要がない方も預かれるということで、その中で1号の定員、2号の定員は決めております。

〔「親は別にいいんだ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 仕事をしていない方につきましては1号認定で預けるような形を、仕事をしている方については2号認定で預けるような形です。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

そうしますと、より弾力を持ってやるということなんですけれども、これももちろん待機児童解消の施策の一つだと思うんですけれども、水戸市の待機児童もだんだん減ってきて、ここ数年間の園の増設によって、そろそろある程度、こういった認定こども園も含めて、今後の需要予測というのもより精査していかなくてはならない時期なのかなというふうに思っているんですけれども、この認定こども園を含めて、今後の計画というのはどういうふうに進めていくんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

認定こども園につきましては、保育が必要であっても必要でなくても入れるということで、お子さんがいれば入れます。保育所等につきましては、やはり親の就労等で保育が必要な方を入れるということになっています。ただ、待機児童のほうも減ってはいるのですが、昨年10月から実施されました無償化の影響によりまして、実際今年度の申込みにつきましては増えているような状況でございます。やはり無償化であれば、3歳から預けて働こうという保護者の方がおりますので、需要のほうはちょっと増えているような形になっておりますので、やはり3歳から入れる幼稚園型認定こども園は需要が増えてくるのではないかと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

そうしますと、今までの水戸市の考えというのはあくまでも待機児童というのはゼロ、一、二歳が多くて、そのたびに小規模保育を増やしていたと。そこで消費者のいわゆる3歳ギャップ——あまりに増やし過ぎたので、今度は3歳の受入先をどうしようかということで、そこに来て国のほうが3歳からの保育の無償化ということで、ゼロ、一、二歳は引き続きお金がかかるんでしょうけれども——水戸市としてはそういった無償化もあるし、あと小規模保育を増やし過ぎたことによって3歳の受皿が少ないということで、今後はこの認定こども園というのを、いわゆる3歳から受け入れられる、待機児童解消の一つの施策として計画に位置づけていくという考えでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

公立の認定こども園化につきましては、水戸市立幼稚園の再編計画の中でも、来年度は石川幼稚園、その次は浜田幼稚園、常磐幼稚園ということで今のところ予定しております。また、老朽化した保育所の増改築に伴う建て替えの補助というの、3か年計画では6か所分取っております。それにつきましても、やはり3歳児からの定員増を伴う増改築ということでやっておりますので、その辺で3歳児以降の定員を増やしていただくということで考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、今後の水戸市の考え方というのは、もう小規模保育はある程度落ち着いて、先ほど言った新たな需要が生まれる、もしくは無償化でまたプラスアルファになっている3歳からの需要に対して応えていくというような施策だということよろしいですかね。だから、ゼロ、一、二歳は増やさないといいんですかね、逆に言うと。

〔「議案の範囲内で」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 議案の範囲内でお答えください。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

今年の4月を見ますと3歳児の待機児童がやはり増えております。今まではゼロ、一、二歳のほうが多かったんですけども、3歳児のほうが増えておりますので、そういった傾向も見極めながら考えていきたいと思っております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど3歳児が20名増えますよという話がありました。保育の必要な人が10名、必要でない人が10名で20名だと、こういう説明だよね。これはもう固定ですか。それともこれ、例えば柔軟性があって、保育の必要な人が3歳児で20人入っちゃうということがあるんですか。この辺の3歳児も含めた待機児童というのはこのエリアの中ではどのぐらいあるの。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

3歳児の定員ということで10人、10人の20人ということで申し上げましたが、認定こども園の特徴といたしまして、1号と2号、保育の必要である子と必要でない子につきましては柔軟に行き来できるということになっています。極端な話、保育の必要がない子が全然いなければ、保育の必要な子を20人入れるということももちろんありますので、その辺は状況を見ながら柔軟に対応していきたいと思っております。

石川幼稚園エリアのそこだけというポイントでの数字はちょっと把握していませんので、申し訳ありません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今回石川幼稚園の認定こども園化なので、いわゆるその認定こども園にするにすれば、これは遠くから来ないわけですよ。例えば、下市の人が石川に連れて行くなんてことはあり得ないよね。そうすると、これから浜田にしても常磐にしても、今計画がありますよという話がありましたけれども、その地域に需要があるのかないのか、そういうこともやはりこの認定こども園にする場合に加味する条件の一つかなというふうに思うので、今後については、やはり需要があるのでやるんだという理屈がないと、なかなか難しいと思うものですから、ぜひ、その辺は善処していただきたい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第123号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第126号 水戸市立笠原小学校校舎増築（Ⅰ期）工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言願います。

木本委員。

○木本委員 笠原小学校について御説明いただきまして、これは今回Ⅰ期ということですが、Ⅰ期から何期まであるんですか。Ⅰ期とⅡ期の違いって何ですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、まずⅠ期目の整備期間が今年度から来年度にかけて鉄骨2階建て、普通教室の規模でいうと5教室分整備させていただきます。Ⅱ期目では8教室分を別棟で建設する予定でございます。

分けた理由につきましては、児童数の推計を出したところ、どうしてもタイミング的に間に合わないというところもありまして、まず小規模なものを先に造って、必要な5教室分を確保して、その後に8教室分を

令和3年度に予定しているのですが、3年度、4年度で整備して、5年度の児童数に対応できる規模を整備していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、笠原小学校の増築工事というのは5と8で全部で13クラス分ということですよ。Ⅱ期に関しては、8教室また別途造るということで分かりました。

今、課長が言った間に合わないというのは、具体的にもうちょっと御説明いただきたい。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、間に合わないと申しあげましたのは、その児童数の増え方が昨今非常に多くて、学級数の増え方が年2教室、3教室ぐらい毎年続くような傾向に今後もございます。その中で、整備の時期を取ろうとしますと、まず3年度までに必要な教室というのを確保しないと、その時点で教室が足りなくなるというふうなことになるってしまいます。その時点でまず、確保する教室を今回Ⅰ期で整備いたしまして、その後4年度にⅡ期目のほうを完成させて5年度にまた少し増えることとなりますので、その時期までに整備を完了させる、そういうスケジュールになっています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。笠原小学校も基本は1クラス35人ですか。子どもたちがいっぱいですよ、需要がどんどん増えてきて。基本はそれでも35人マックスということでやっていますか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 学年によってその35人の考え方が異なるんですけれども、35人学級ということで基本的には低学年の一、二年生が35人学級、3年生からそれ以上の学年は35人を超える学級が3クラス以上になりますとクラスを1つ増やすと。そういうような計算でやっています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 私もこれ、代表質問で取り上げて、本当に笠原はすごい発展を遂げておりますので、そういった需要にどう、学校を含めたインフラが対応していくかというのはすごく重要ですので、ぜひ、早期に完成を目指して頑張ってくださいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これは積算の仕方なんだけれども、契約案件だからこれはこれでいいんですけれども、ほとんど満額に近いんだよ、これ。満額に近い。満額がいい、悪いということではなくて、もしかすると業者もこれで目いっぱいなのかなと。みんな高くなるんです。4社とも全部、あまり違いがない。そうすると、逆に言うと、これは何を基準に——恐らく国からの赤本を基準にしているんだと思うけれども、予算の見積りの仕方が甘い部分も今あるのかな。これ、後に出て来る改修工事なんかでもそうなんだけれども、ちょっとそういう懸念がありますよ。ですから、積算については十分経費、その他が取れるように。または、本市でも厳しい財政だから、じゃぶじゃぶお金を出せばいいという話ではないので、その辺については十分精査してやっていただきたい。お願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第126号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第127号 水戸市立吉田小学校長寿命化改良（Ⅱ期）工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 吉田小学校のほうはⅡ期と書いてありますけれども、さっきの説明だとこれで終わりと考えてよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、吉田小学校につきましては、Ⅱ期で校舎のほうは完了する予定でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

それで、1つ教えていただきたいのですけれども、吉田小学校の開放学級は、今仮校舎の多目的教室でやっていらっしゃるのかと思いますけれども、全部完成した後に開放学級というのはどうなるのでしょうか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、今回整備した後の改修後のレイアウトで、1階平面図に図工室のほうがございまして、こちらのほうを時間帯で暫時利用するようなことで今考えています。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 新しくなった図工室を開放学級で使うようになる。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これについてもちょっと同じことが言えるんだけれども、前が110万円、これが99万円なんだよ、予定価格と契約金額との違いが。特にこの2番の会社が無効になっているんだけれども、これはどういう意味で無効になったんですか。

これは契約案件の議案なので、参加しなくて無効だったのか、それとも金額が安かったために無効になったのか。これだけの4億ぐらいのお金を使うので、その辺については説明ができるようにしておいていただきたい。入札参加をしながら無効になるというのは、私はいかがなものかと。やるよと言って登録しておいて、今度はやめたよと言うのは、これは大体ないでしょ、普通は。だから、この辺についてはきちんと説明ができるようにしておいていただきたいなど。いいですよ、分からなければいいです。大したことでないので、よろしく願います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第127号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第130号 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について、質疑のある方は発言願います。

田口委員。

○田口委員 地元の小学校ということで非常にありがたいところでございますが、順調に工事は進んでいるということでありまして、今回その隠蔽部分についていろんな追加があったということ。当然これは追加してやらなくてはならないことだと思うんですけども、なぜ、こういうことが起きるのかなど。先ほど袴塚委員からも、入札のことでありまして、隠蔽部の中でのアスベストとかそういうのはわかりますけれども——これが教育委員会に関わる質問になるかどうか分かりませんが——その躯体の部分でクラックが発生したというのは、事前にこの入札価格で示されてこういう契約を受けたわけですから、何で後から出て来るのかなどというのが、非常に不思議なだけで、原因はどこから出てどういうふうな形で予算に追加しなくてはならないという判断になったのか、それだけちょっと。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、変更内容のうち外壁のクラックの数量の増額がなぜかという御質問かと思うんですけども、こちらにつきましては、設計段階でももちろん調査を行っていないわけではございません。ただ、工事と同様に例えば足場を架けたり、洗浄をしたりというような工程までは設計段階ではちょっと作業的に困難な部分もございますので、設計段階でできる範囲で外壁のほうの調査をやらせていただいたと。そこでつかんだ数量のほうを設計数量として載せたところ、現場のほうへ入った後、先ほども御説明させていただいたとおり、足場等でより近い形で現場のほうを確認したときにクラックや浮きが想定よりも非常に多かったというところで数量の変更をさせていただくということでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 その確認はどこが指摘してやられたんですか。その確認業務というのはどこがやっているんですか。役所が関係しているんですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、工事に先立ちまして、この工事の設計業務委託のほうを発注しておりますので、そこを請け負いました設計事務所のほうで基本的には調査のほうを行っております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これちょっと意見だけ言っておくけれども、まず、改修工事をしているという説明があったね。改修工事をしていて、二重貼りしてあって見えなかったとかという話なんだけれども、これは勝手に改修工事をしているわけじゃなくて、まずは行政が改修工事をしているわけです。そうすると、工事経歴が残っているわけだ。本来ね。工事経歴が残っていれば二重貼りをしているのが全部剥がしたのか、そういう経過というのは当然分かるはず。国会でやっているように、資料がなくなったとか、そんな話と同じなんだよ、これ。これは、やはりあってならないことなので、以後、改修工事については追加なんて予算が出ないように、まずしっかり発注側としてはやってもらいたい。

もう一つ、クラックが後から見つかったとかという話なんだけれども、これ、教育委員会が何も調べずに発注したのだったら、その理屈は分かるんだ。だけれども、これはわざわざ設計屋まで入れている。設計屋さんがちゃんと現場に行って調査をしているのかしていないのか分からないけれども、それをやって、クラックが何本ですよ。何年にできたやつで、この間の震災があって、このぐらい経過が経っていれば、実際には100本しかないけれども、そんなはずはないよねと、これは慣れた設計屋だったらちゃんとやっているはず。

そういうことも分からないような設計屋さんに頼んだというか。クラックの数まで担当課が確認するというのは難しいけれども、まず設計屋さんが積算して見積もりをして予算立てをしましたよと。それで、こういうことになりました。しかしながらこうですと。だとすれば、やはり僕はその設計屋さんほもともといい加減なんだから、こんな間違いする人なんだから、担当課ももう少し本腰を入れてきちんと確認をするとか、ある程度の調査をするとか、そういうことをして、やはりその予算の執行に当たらないと。今コロナウイルスがはやってしまって、さらに来年度については財政が厳しくなる。当然ながら民間の人も厳しいよと。こういうふうなことなので、行政の仕事というのは、あまりおいしい仕事ばかりになっちゃったのでは、これはやはりうまくない。

だから、その辺については、これはこれで仕方ないけれども、せっかく建築に詳しい課長さんが見えているのだから、以後の工事については、しっかりと精査すべきところは精査する。やはり駄目と断ることも大事だよ。自分の金ではないからいいんだけど、間違いなく自分の金だったら追加なんか認めないと思うよ。要は、契約して2,000万円の家建ててよかったなと思っていたら100万円増えちゃいましたと言ったときに、ふざけんかって、誰でもそうなるよね。やはり行政の仕事でも、そのぐらいの考え方で当たっていただきたいと。これは要望で結構です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第130号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第132号 財産の取得について（学校教育用タブレット端末）について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 資料の3ページの中で、ベネッセコーポレーションのソフトを入れるということになっていますけれども、このベネッセコーポレーションのソフトに決めた経緯というのはどういうことでしょうか。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの土田議員の御質問にお答えいたします。

これまででも全校にタブレットが入っておりますが、そのタブレットにつきましてもミライシードというベネッセコーポレーションのソフトを使っておりまして、一つは操作が慣れている、使いやすいということがございます。それと、こちらは授業支援用ソフトと共同学習用ソフトになりますが、そういうソフトは必要性があり、なおかつ今まで使い慣れているソフトということで今回入れさせていただきました。

○鈴木委員長 土田委員。



○**土田委員** ちょっと詳しくは分からないんですけども、ほかの会社のものと比較検討というのはされたのでしょうか。

○**鈴木委員長** 湯澤副所長。

○**湯澤総合教育研究所副所長** ほかにも会社がございますので、何社か比較検討はさせていただきましたが、やはり子どもたちも使い慣れているということもございますので、こちらに決定させていただきました。

○**鈴木委員長** 土田委員。

○**土田委員** 分かりました。様々新聞等でベネッセの情報流出とか不具合とかを度々見かけています。そういったネット上の危険というのは多々あるため、これは子どもたち一人一人が使うということで、その辺のセキュリティー的なところはしっかり気をつけていただきたいと思います。

○**鈴木委員長** ほかにございますか。

田口委員。

○**田口委員** 契約されたということで、議案が出ていますけれども、入札調書を見ますとすごい差があるんです、これね。ただ、使い慣れているからという言葉も出ましたけれども、やはり金額の面も考慮されているわけですよね。高いところは1億円以上も違うんだよね、これ。その前に仕様書がありますよね。この仕様というのは契約した会社の機種仕様ということであるのか、あるいは本市側からこういう仕様が必要なんだということなのか、ちょっと聞かせてください。

○**鈴木委員長** 菊池教育部参事。

○**菊池教育委員会事務局教育部参事** ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

提出資料2ページからの仕様書でございますけれども、この内容につきましては本市のほうからこういった仕様でのタブレット端末を納入していただきたいということで提案したものでございます。

この内容につきましては文部科学省のほうで標準仕様書というのが出ておりまして、ほぼそれに準拠したような形になっております。

○**鈴木委員長** 田口委員。

○**田口委員** すると、これは児童、生徒に貸与という形ですよね。貸出し。それについてお伺いすると、またその管理体制というのはどのような感じになるのですか。

○**鈴木委員長** 菊池教育部参事。

○**菊池教育委員会事務局教育部参事** タブレット端末の使い方でございますけれども、児童、生徒個人に貸し出すということではなくて、基本的には学校に置いておいて、日常的に授業で使うということでございます。なおかつ緊急時、例えばコロナの関係で長期で学校がお休みになるなんていうときには、持ち帰るということも検討してまいりたいと思います。

それから、管理のことでございますけれども、各教室に施錠できる充電保管庫というものを設置いたしますので、その中に保管して管理するということになります。

○**鈴木委員長** 田口委員。

○**田口委員** 最後に、これらを使うに当たっての学校側の指導体制といいますか、先生方のその体制というのは、このタブレットを配置した後にスムーズに運用できるのかなということ。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

今年度2月には入る予定でございますが、実際に運用を開始するのは4月からと考えております。その中で今年度中に先生方に研修をしていくということで、少なくとも各学校で3回以上、このタブレットの使い方等の研修会を実施いたしまして、先生全員が使えるようにしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

後藤委員。

○後藤委員 納入期限は2月19日で、でも使えるようになるのは来年の4月からになるというお話だったんですけども、本来であれば、大きな感染拡大による学校閉鎖のときに使えるというのが目的だったので、少しちょっと遅くなってしまったのかなと思うんですけども、こんなにたくさんのタブレットを導入してとなると、やはり時間がかかっちゃうのかなと考えたりもするので、難しいことだったのかなと思います。この2月19日が納入期限で、それでその期間ぐらいにはWi-Fiなどの環境も整えるということだと思っております。学校の設備等についての計画等も併せてちょっとお聞きしたいなと思います。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、今回のタブレットの整備に先駆けて、ハード面の整備——LAN関係とかアクセスポイントの整備等の作業を開始しております。ネットワークの構築作業ですとか、それから現場をどういうふうに整備していったらいいかという設計作業、それからそれに基づいて現場のほうを整備していく作業という形で、段階的に今年度中に整備していく予定で考えております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

現在もLANやアクセスポイントなどについて整備を始めているということだったんですけども、ぜひ、早めに進めていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。まず、ちょっとこれ、素人で私分らないんですけども、フィルタリングソフトライセンス付というのは830台で、フィルタリングソフトライセンス及び学習用ソフトライセンス付、これが1万9,600台ぐらいいあるんですけども、これはその学習ソフトが入っているか入っていないかの違いだと思うんですけども、これ、830台というのは先生が使うほうだと思うんですが、この830台と1万9,670台との違いはどういうふうな使い方によって違うんですか。例えば、830台のほうに学習ソフトが入ってなくても、指導では大丈夫なのか。要するに、生徒も同じ画面を見ていると思うので、その辺の使い勝手とかやり方をちょっと教えてもらえる。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

仕様書の2ページ、3ページにわたりまして、タブレット端末830台と1万9,670台の違いが若干ございます。基本的には全ての2万500台が同じ内容なんですけれども、この学習用ソフトライセンスと

いう部分が、児童、生徒の使用にかかってはライセンスが必要になるということで、その部分を取得するという——費用がかかるという部分です。それから、先生方が使うときには、それは使用者ではなくて指導者という位置づけで、同じものを無償で使えるというような形になっていますので、教員も同じ画面を見ることができて、ただ、今回の納入に当たって費用が発生しないという整理でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ここに書いてあるのは端末仕様じゃん、これ。端末仕様だから両方に学習ソフトが入っていないとおかしいよね。金額は違うんでしょ。その入っている金額というのは、この先生方のところにも入っているということなんだけれども、先生は無償だと。生徒が使うのはお金取られるよ。その費用というのは年間幾らとか、5年間で幾らとかというやり方なんですか。それとも、毎月費用が発生するの。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 まず、ライセンスの費用でございますけれども、今回の調達において5年分の使用権が含まれております。ですから、今後5年間については追加の費用というのは発生しないことになっています。

それから、端末の仕様ということで片方に入っていて片方には入っていないという、そこはちょっとなかなか説明が難しいところではあるのですが、あくまでもアクセスするその——どの端末を使ってもその端末に依存するというのではなくて、これを使うに当たってネットワークにログインするんですけれども、そのときにその子どもが、児童、生徒が使うという部分についてはその費用が発生するという整理になっていて、端末自体に依存するわけではないというところです。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いや、違う。ここに書いてあるのは品名及び数量で、タブレットの端末一式でこうですよということでしょう。そうすると、この学習ソフトライセンスというのも1にも入っているし2にも入っていますよということだよ。学習ソフトというのが1にも入っているけれども、これは費用が発生するかしらないかでこれを分けちゃっているからおかしいと思うんだよ。説明で。だって、費用が発生しようがしまいが、同じ機械だったら同じ仕様でなくてはおかしいじゃない。しかしながら、使用上においては学習を教える先生は無償ですよ。お使いになる生徒の分は有償だから1万9,670台についてはその費用が加算するんです。したがって、今回の契約の金額12億幾らになるんですよという説明が普通だよ。

説明はどうでもいいけれども、要はこれは買取りでしょ。そうすると、この維持管理、メンテナンスはどうなんですか。それは年間幾らと発生するのかしらないのか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問で、維持管理、メンテナンスに関しましては、やはり必要になりますので、これは今後——納入が2月19日でございますけれども、その後若干のテスト期間という形になりますので、来年4月からはそのメンテナンスといたしますか、維持管理にかかる費用、委託業務が必要になりますので、その部分については今後予算を獲得してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これまでの説明の中で、買うよ買うよという話では、国から金がもらえるんだという話は聞いたけれども、毎年の維持管理費がかかるという話は一回もないよね。

教育だからあまりけちけちは言いたくない。しかし、教育でもどこでも予算というのがある。そうすると、今これを買うときに当たって、このメーカーと維持管理契約結んだんでしょ、違う会社と結ぶわけじゃないでしょ。そうしたら、当然買うときに来年から5年間の維持管理費というのが積算されていなければおかしくないですか。買うのは買っちゃいました。買ってもらったんだけど、毎月これだけかかるよと勝手に言われたって、どうするのという話になっちゃうよ。

普通、私たちが何か購買するときには、維持管理費がどのぐらいかかるのか、通常管理がどのぐらいかかるのか、そして年間どのぐらいランニングコストがかかって、それをこれを使うことによってどれほどの効果があるのかというのを僕らはやるの。だから、それは来年度の予算でやるから、今回はこれは契約だから関係ないよという話では、私はないと。これはね。その辺が一つ疑問。

それから、今回は国が12億何千万かくれたよね。無償で金をくれたわけでしょ。この学習というのは、これから5年間で終わる話なのか、それとも5年間のライセンスを今買ったと言ったよね。そうすると、この機械を使ってやるのは5年間ですよという意思表示をしたという話だよ。6年目はタブレットの更新をすれば、今の段階では言えないけれども、今の国の財政基準から言って国が面倒見るといことはあり得ない。そうすると、今度は補助金は出すけれども、水戸市で買わなくてはならないと、こういうことになるんだと思うんだよ。

教育委員会としては、5年後どうするのという考え方は今あるんですか。ちょっと契約とは逸脱するけれども、これを買うということは、これから未来永劫使うということなのかなと、そう僕は思うんだけど、何でこれを聞くかという、前もパソコンを買ったんだよ、実は。10年前か15年ぐらい前に、パソコンを使うとすばらしい教育ができるんだって一生懸命皆さん方が説明して、パソコンを買ったんだよ。ところが、そのうちにどんな教育をやっているんだか何だかも分からないうちに終わっちゃったんだよ。この間、電子黒板というのを買ったよ。それも教育上どんな効果があって、どんな使い方がされているのか、我々は一向に報告もなければ見たこともない。見に行っても使っている教室もあれば、全く使っていない教室もある。

そういうことがあるので、買うほうではなくて、使うほうはどう考えているの。まず、使うほう。先生方。これからもこの教育をずっとやっていく、これ、コロナウイルスのためにだけ一括で買うような話が今する。これはコロナウイルスの話じゃないと思うんだよ。これは世界でいろんな電子化が進んで、学校現場も電子化が進んでいますよ。そして、ホーム学習ができるようになっていきますよ。そういうふうな流れの中で、この日本は遅れているから今回コロナウイルスをいい契機に、一気に電子化に進もうと、こういうことで国はお金を出している。

そうすると、そういうふうな流れを受けて、まず教育委員会としては5年間のライセンスは結んだけれども、この後どうなっちゃうのという課題が1つある。もう一つは、日頃のメンテナンスが大体どのぐらいかかるのというのがまず、分からない。やはりその辺はしっかり整理していただいて、そして、このタブレット教育に向ける姿勢とか熱意とか、成果をどういうふうに上げていくんだとか、そういうことについてはも

う少しちょっとやっていただきたいなど。

今回契約案件だから、今答弁はいいよ。今は無理だと思うんだ、どっちみち。急に言われても、そんな無理だよというような顔をしている人が随分多いので、いいけれども、だけど現実にはやはり物を買うというのは、買って終わりではないんだよ。修理があったり、紛失があったり、そういう基準、決まりがあるわけよ。こういうものは12億のお金を出して買います。管理はこうします、こんな申合せでやっています。そして、成果としてはこんなものを求めているんです。5年後も補助金がつくつかないかは分かりませんが、私たちはこれをさらに進化させるためにこういうふうなことでやっていくんです。

一番心配しているのは、5年分の学習用ソフトライセンスを買っちゃいました。3年後にどんな進化があるか分からないんだよ。これはドローンと同じ。前、ドローンを買ったときに消防に俺はさんざん文句を言ったけれども、次の年にはもう、物すごいドローンが出ている。今ドローンはどうなっているかといったならば、解像度が悪くて現場が見えないと。それで、買った後同じくらい出して改良したよ、今。それと同じくらい、この電子というのは進みが早い。我々が想像する以上に早い。したがって、5年間のライセンスを買ったよということが、5年間は今のレベルをやればいいんだということなのか、さらに3年後に進化した学習指導ソフトが出たときに、それに乗り換えることができるような契約状況なのか、こういうことだつてあるわけだよ。

だから、この辺についてもしっかり、やはりただ買えばいいという話ではないので、しっかりやっていただきたい。強くお願いしておきます。答弁はいいです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 GIGAスクール構想を今回のコロナウイルス感染で前倒して、どんどん早く進めようということでこういうことになったのですけれども、やはりこの2月19日が納入期限で、それで今学校の整備も整えていて、先生の研修も進めていてという4月になってしまうというお話で納得せざるを得ないところなんです、これを早く進めるという目的は、そのコロナウイルスの感染で学校が閉鎖してしまったときなどにでも、オンラインで子どもと学校のやり取りができるということだったので、やはり、ぜひ、なるべく——時期はもう4月というお話はあったのですけれども、早め早めにやっていただきまして、もし何かあったときには子どもたちが家でも使える、双方のやり取りができるような体制を早く整えていただきたいなと思います。

○鈴木委員長 要望でよろしいですか。

土田委員。

○土田委員 ちょっと疑問が湧いちゃったので確認したいのですけれども、生徒さん用のタブレットと先生用のタブレットで、これは一緒になっているけれども、単価が違うということになりますか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 この2番の学習用ソフトのライセンスの部分が1台当たりにならずとすれば、その部分は上がってくるのですけれども、基本的にはタブレット端末が2万500台が同じ値段で入ってしまして、プラスこの学習用のソフトのライセンスの部分が別途の金額で内訳に入っているという状

況です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

もう一つ気になったことが、納入場所一覧を見るとかなり細かい数字で出ていますがけれども、これは今いる人の数から出されているのかなとは思ったんですけども、さっきの学校の話だと、笠原小学校なんかはどんどん毎年子どもが増えちゃうと。来年、再来年に今いる8割増えちゃうというところの対応というのは、増えてからまた追加するという形なんでしょうか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えします。

納入場所の一覧でございますけれども、今調達した総数に対してこういう学校ごとの割り振りを決めておりますけれども、今年度に入っただけの児童、生徒の動き等もございますので、これに関しては現場と再度調整いたしまして、適正に配置してまいりたいと思います。ただ、総数といたしましてはこの2万5000台を超えるという状況にはございませんので、学校間の中の数字の微調整というのは今後もさせていただきます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

もう一回だけ確認します。そうすると、5年後までの児童、生徒分が確保できたと考えていいんですね。5年後までの子どもの数、先生の数には対応できる数を確保していると考えていいのでしょうか。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 基本的には足りていると考えています。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第132号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第133号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、質疑を行います。

初めに、第3款民生費について、質疑のある方は発言を願います。

木本委員。

○木本委員 民生費ということで、児童福祉費の保育所費について、カテゴリ別の説明をしてもらいたいのですけれども、それぞれ、いわゆる消毒関係を整備するというので、市立保育所運営経費と民間保育所等運営経費と地域型保育経費と書いてあるんですけども、市立はもちろん直営の保育所で民間保育とか認可保育所のことですね。この地域型保育というのは何を指しているのですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

議案書②の11ページ、3番目の丸の地域型保育のことかと思うのですが、こちらにつきましては家庭的保育事業と小規模保育事業を指しています。上の民間保育所等というのはもちろん普通の。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、ここに入らない保育事業者もいますよね。例えば、企業内保育だとか、あとは普通の認可外というの。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

認可外保育施設につきましても対象の中に入っております。それにつきましては、2番目の民間保育所等運営経費の中で認可外のほうも見ております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 企業内も入っている。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 入っております。

○木本委員 すみません。ということは、基本的に保育事業者の方に関しては、これで全てカバーしているということで認識してよろしいですか。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 そのようなことで結構です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 すごく細かいんですけども、消毒液などに使われるということだったんですけども、消毒液とかマスクとか、内訳などを教えてください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

感染防止対策の一環としての購入物品なんですけれども、特にコロナ対策に関する物品ということで、公立ではマスクとか消毒液とか体温計とかそういったもの、特にこれという指定はないんですけども、国のほうの指針でいきますとマスク、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、手指消毒液、自動消毒噴霧器、消毒液用ディスペンサー、スプレーボトル、洗剤、エプロン、空気清浄機、扇風機など、コロナ対策に関するもの全般ということでございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 分かりました。

では、それをそれぞれ子育て支援と多世代交流センターと地域とで分けて、それぞれの場所で考えながら使うということでよろしいですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

民間さんですとそれぞれのところで買っていただいて、精算するような形になります。公立につきましては、消耗品費の中で買うような形になります。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 アルコールとかマスクって、やはりまだちょっと少し高いかなと思うんですけども、どうなんですか。そういうところは分かりますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

マスク等につきましては、この頃は随分買いやすくなったというようなことで民間さんのほうからも聞いております。市として買っている分につきましても、一時期よりは買いやすくなったということで、マスクに限らず、消毒液とか手袋とか前かけとかを今主に買っているような状況です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 では、少し値段が高いだけで買えるということですね。手袋も使っているということだったんですけれども、手袋って使い方を間違えると感染が広がってしまうかと思うんですけれども、そういう指導とかはやっていますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

国のほうから出されております感染予防に対する指針につきましても、国のほうから来るたびに各幼稚園、保育所、民間さんのほうにも全部転送して注意喚起をしておりますので、そちらのほうもきちんと指導はしております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 確認したいんですけれども、1施設50万円ということなんですけれども、今の話を聞いていると、買ったものの実費を補助するという形なんでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

実費のほうの上限が50万円ということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。よろしいですか。

木本委員。

○木本委員 生活保護費のほうでもいいですかね。民生費の中の。

先ほど課長に御説明いただいたんですけれども、この約2億4,600万円ですか。これが償還金である。あくまで需要予測に対して、そういうことがなかったので返すということでしたけれども、ちなみに具体的に需要はどのくらいだったのか、実際このくらいだったから2億4,600万円返すという説明ができますか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

具体的な積算根拠はちょっと今、資料等がないのであれなんですけれども、平成30年度の世帯数に比べまして、令和元年度の世帯数が93世帯減っているという状況もありまして、それで負担金のほうを返還するというようになっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。



こちらの認識では、どちらかというところちょっと上がっているのかなというイメージがあったもので、その内訳は多分いろいろあるんでしょうけれども、分かりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 民生費の社会福祉費の3目高齢福祉費の中で自家発電装置50万円とかという話があったような気がしたんですけども、これは民間施設も含めて何施設ぐらいを想定されているんでしょうか。それとも、民間施設を総体的に網羅したらこの予算になったということなのか、それともアンケート調査かなにかをして、希望があった分だけが予算になったということなのか、ちょっとお伺いさせてください。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 こちらの自家発電設備整備に関しましては、2,040万円の補正になってございます。50万円ということは特にお話しはしていなかったかと思いますが、こちらの内容につきましては、令和2年3月17日付で厚生労働省のほうから発出された要綱に基づきまして、当時高齢者施設を所管しておりました茨城県が、県内の各施設に意向調査を実施したものでございます。4月から水戸市の中核市移行に伴いまして補助事業が移管されました。その県からの意向調査について、手を挙げたところが1施設ございましたので、そちらについて対応しているところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、これは1施設で2,040万円の補助が出るということですか。今の話だと。

これ、意向調査が終わってしまいましたが、いや、そんなに出るならうちもやりたいよという話の場合はどんなふうな対応になるの。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 こちら、自家発電設備整備につきましては、金額的な上限というのが設けられていない状況でございます。こちらの内容につきましては、災害による停電が起こったときにその施設の機能を維持するために必要な設備ということになってございますので、金額的上限はございません。

ただ、補助率といたしまして、国から2分の1、今回中核市になりました水戸市のほうから4分の1、あと事業者が4分の1負担するということになってございます。この自家発電の補助というのが、毎年国からあるとは限らない内容になってございます。今回その3月に発出されたものの中には入っていたということで、県から意向調査が実施されたものでございますけれども、今後また新たに厚労省のほうから発出された場合には、また水戸市として、水戸市内の施設には意向調査を実施して、財政課とも調整しながら適切な対応を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、これは3月末までに意思表示をしたところが自動的に県から流れてきたと。その予算が2,040万円ですよということですね。これからもそういう調査があるかないかは分からないけれども、現実の問題としてあれば、それは流していくよと。

問題はその流し方だと思うんですけども、これは補助率が決まって、2分の1、4分の1、そうすると75%出るわけだ。上限ないですよ、機能を維持するんですよということになると、恐らくこれ、みんなそ

れで困っていると思うの。例えば停電があったり、何か問題があったりしたときにどうしても——やはり老人福祉という分野においては、まず温度の問題、それから冷蔵庫、冷凍庫に及ぶような食材の問題、そして照明の問題、こういうものをクリアしなくちゃならないというのはどこの施設でも悩みの種だと思うんですよ。流し方にもよるんだけど、きちんと上限がなくてこうですよというような流し方をさせていただくと。国では1年間に1施設しか駄目ですよというのだったならば、それは抽選とか何かになるんだろうけれども、こういう状況だと相当、そこまで話をしてもらえれば手を挙げるところは結構あると思う。

ですから、次にそういうチャンスが訪れたときには、ぜひ流し方については十分注意をして流していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 今袴塚委員の関連でちょっと聞きたいのですけれども、非常用自家発電設備がある施設、ない施設、どのぐらいの割合で市内はあるのでしょうか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 申し訳ございません。そちらの資料につきましては手元にございません。ちょっと調査のほうをかけてございませんので、申し訳ございません。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、次に、第4款衛生費について、質疑のある方は発言願います。

田口委員。

○田口委員 この衛生費の中で、医療従事者の応援寄附金ということで700万円の補正が組まれていますけれども、この寄附金というのは、これで寄附を募った中でこの額が集まりましたよということで、この医療従事者のほうへ寄附するということなんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

寄附金につきましては、6月1日から8月31日まで寄附を募集しておりました。結果としまして多くの市民の方、それから企業の方から121件の御寄附をいただきまして、合計694万8,794円集まりました。そちらを医師会のほうに寄附させていただこうというふうに考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 すみません、寄附の額があまりにもびったりだったもので、今端数が出ましたよね、それにプラスしてこの金額にされたということで理解していいんですよね。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 補正予算のほうは見込みで700万円ということで上げさせていただいております。寄附のほうは実際に集まった金額を寄附させていただくということになります。

○鈴木委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 そうするとこれ、歳入は僕らには関係ない総務環境委員会になっちゃうんだけど、例えば700万円で予算を組んで、医師会に700万円をやりますよと、こういう約束するわけだよ、予算が認められれば。例えば六百九十万集まっているというから、その不足額は何、どこからですか。補正か何かでまたやるの。減額して払うの。集まった分だけ払うのか。それともここに、ただ、集まっている分だけ払うというのに、ここに700万円の補正を上げますよというのもおかしいよね。だから、そうすると何か、流用か何かを増やすの、これ。それで六百何万しか集まっていないのに、私たちには700万円あげるんですよという提示をして、補正まで組んでいるんだから、700万円になる根拠がなくちゃ駄目の。だって、補正予算ですよといってこれを組んでいるわけだよ。実は700万円は仮の数字です。仮の数字だから、それは減ることもあれば増えることもあるんですよというようなのは、補正予算とは言わないよね。

それこそ皆さん得意の専決だよ。700万円ぐらいやろうと思ったんだけど、集まるか集まらないかわからないからちょっと補正には上げないで、集まったら急を要したので専決でやっちゃいましたよと。これが皆さんの得意技だよ。これまでの金の使い方。だけれども、これ、700万円という予算を組んでおいて実際には8月31日まで寄附集めましたよ。650万円集まりました。金額は650万円、一般財源から50万円の流用をして700万円にして補正を組みますよということだとすれば、よく分かるんだけど、これ、だって700万円の補正をして実際に払うのが少ないというのはおかしくない。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、逆に690万円でしょう、というふうに書きちゃ駄目の。普通に集まった金額をここに書けばいいんじゃないですか。

〔「補正を組み直しになっちゃう」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 だから、補正を組む時点でその額が決定していなかったのかな。分からないけれども。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

まだ金額が確定をしていない時期に、こちらの補正予算を上げさせていただいている状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 部長さ、これはあくまでも議案なんだよ。議案で議会に今かけているわけ。700万円使うから、みんな認めてちょうだいねといって二代表制の中で議会に皆さんがお願いしている。俺らはお願いされたの。だから、700万円と決めたならば700万円出してくれなくては困っちゃうんだよ。それが、実は650万円でした、50万円は足りませんでしたと言ったならば、そんな議会はないからね。私も少し長めに議員をやらせてもらっているけれども、補正とか一般のいわゆるその当初予算に対して、こんな不確定な議案はない。なかったと思う。だからこれ、副市長、どうするんですか。補正が認められないですよ。

○鈴木委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 今回の予算につきましては、小林課長のほうから御説明がありましたとおり8月31日まで募集をかけたという状況の中で予算書を策定しております。すなわち、その見込みで予算を組まなくてはならないわけでございます。あらかじめ算ずる、すなわち予算ということになるわけでございます、そのときに700万円、結果的に約694万8,000円、ほとんど同じ。これが予算を上回りますと、予備費と

か流用なりして予算は払わなくてはならなくなるわけですが、今回の場合は700万円以内で歳出予算の中に納まっております。歳入につきましても700万円ということで予算書の4ページ、5ページに掲載をさせていただいておりますけれども、ここに700万円という収入のほうを組んでおります。収入もこれも見込みでございますから、予算内に納まっております。収入の場合は——一番税収を想定していただくとよく分かるんですけども、例えば420億円で組んだものが上下する、歳出においても予算で組んだものというのはそのときの見込みでございますので、結果的には予算についても多くの不用額を生じているということになります。

今回決算議会でございますので、資料でお出ししておりますけれども、不用額の調書を出しております。すなわち、予算というのはある時点で見込みを立てて組むわけでございます、余る場合もある。歳出予算を超過する場合は、これは補正予算を組まなくてはなりません。今回700万円の見込みで組みましたので、これが例えば750万円集まりましたというときには、歳出するためには50万円の補正予算を追加しなくてはなりません。今回は、予算内で納まっておりますので700万円のうち約694万8,000円が歳出されて、5万何がしは不用額という形に決算上はなるものでございます。

重ね重ねになりますけれども、あくまで予算でございますので、ある時点でその見込みを切らなくてはならないわけでございます。それがずっと継続して、結局この審議に至るまでの間のタイムラグもございますので、できるだけ正確にということで700万円という数字を見込んだのですが、残念ながら5万2,000円ほど足りなかったという状況が生じたということでございます。

説明は以上です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今言っていることが分からないわけではないんだけど、ここでは、医師会に700万円をやりますよということを議決するわけですよ。今日はもう9月17日ですよ。議案ができたのがいつできたのか僕は分からないけれども、修正予算なんかの場合には1日か2日でこれを直しちゃうんだよ、執行部というのは。大体が、700万円で予算を組んで8月31日でもうこれだけしか集まらないよということだとすれば、それはやはり何らかの形で歳入を増やすとか、今のを流用して700万円にしてというふうな考え方というのはなかったの。だって、寄附金で集めて700万円あげますよと補正を組んでいるんだから、やはりある程度の数字というのは整理すべき案件じゃないの。

○鈴木委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 今回700万円を組んで、694万8,000円でございますので、見込みとしてはそんなにずれなかったというふうな認識はございます。例えば意思決定をする時間もあります。8月の中旬ぐらいに意思決定をしておりますので、残念ながらその8月31日まで引っ張ってしまいますと、やはり印刷の都合もございますので、そういう状況で少し差が生じたというふうに認識をしております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 では、それはもういいよ。分かった。

もう一つはこの700万円を医師会に出すんだよね。そうすると、医師会というのは基幹医療は入っていないよね。いわゆる大きな総合病院とかなんかは入っているんですか、これは。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

医師会の会員の中には、個人的に入っている公的病院のお医者様という方もいらっしゃいますけれども、この寄附金の使い方につきましては医師会のほうで取扱いをお願いしているところですが、今後のコロナとインフルエンザの同時流行に備えた感染症対策等について、医療現場の方々の実情に即した活用を考えていると伺っております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと今ここで私が聞きたいのは、まず1つはお医者さんの中には歯科医師もおれば、お医者さんもいる。歯科医師なんかの方でも、やはり今飛沫感染を恐れるあまりいろんな苦勞をされている。こういうことがありますよ。もう一つは、民間のいわゆる町のお医者さんと、それから基幹医療で働いている方がいる。やはりある程度、満遍なくそういう方々の御勞苦に報いるべきものがこの寄附金の性格だというふうに思うんだよ。この辺は、さっき伺っていると書いていたけれども、これ、寄附金を提供するときこういう使い道にしてくださいねという目的は言っていないの。ただ、あげるからあんたらで考えてという寄附の仕方なんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

それぞれの医療現場の感染症の対応等いろいろな状況がございますので、そちらの実情に即した活用の方を皆様でよく考えていただいて、活用していただきたいというふうに医師会のほうにはお話をしております。医師会におかれましては、理事会等に諮りながら十分御検討をいただきたいというふうなことでお話をさせていただいております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これで最後にします。

お医者さんの中には町のお医者さんもあれば、基幹医療で働いている、日夜いろんな形で働いている方がおいでになる。やはり、医師会というのはお医者さんの会社の集まりではないよね、お医者さんの集まりなんだよ。だから、だから、せっかく市民の善意ですから、やはり医師会に所属していない方にも日が当たるというか、ある程度の気持ちが伝わって、よし頑張ろうという気持ちになれるような、そういう配慮の仕方、使い方、こういったものを切に希望しておきたいというふうに思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、次に、第10款教育費について、質疑のある方は発言願います。

後藤委員。

○後藤委員 67ページの保健体育総務費のところも文教でよろしいのでしょうか——違いますね。

○鈴木委員長 ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第133号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時50分 散会